

2016年3月18日

エコマーク商品類型 No.136「リユース製品 Version1.6」 の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

現行の認定基準では、労働安全衛生法に基づく JIS T8001「呼吸用保護具用語」に規定する「取替え式防じんマスク」を対象としているが、2014年に労働安全衛生法の規定が改正され、新たに「電動ファン付き呼吸用保護具」が型式検定の対象となった。そのため、「電動ファン付き呼吸用保護具」に使用されるろ過材についても対象となるよう、現行基準の適用範囲を変更する。

2. 改定箇所（下線部分を追加、見え消し部分を削除）

分類名

A. 取替え式防じんマスク用リユースろ過材および電動ファン付き呼吸用保護具用リユースろ過材

2. 適用範囲

1) 取替え式防じんマスク用リユースろ過材および電動ファン付き呼吸用保護具用リユースろ過材

JIS T8001-1992において定義される「取替え式防じんマスク」に使用されるろ過材
~~（JIS T8001-1992における番号；2220）~~および「電動ファン付き呼吸用保護具」に使用されるろ過材・フィルタ（以下「ろ過材」とする）であり、再使用可能な製品を対象とする。

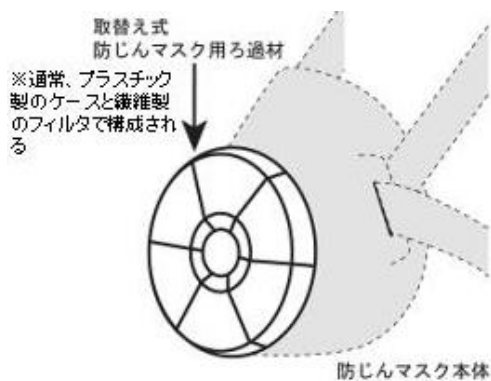


図 3-1 防じんマスクの概念図

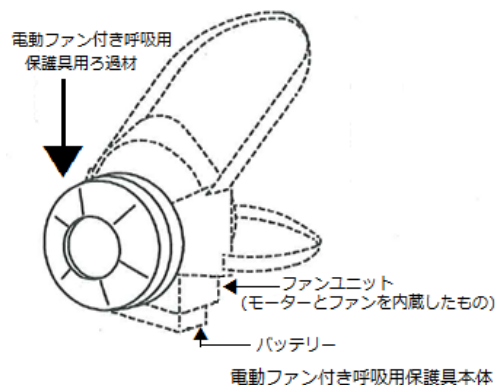


図 3-2 電動ファン付き呼吸用保護具の概念図

4. 認定の基準と証明方法

4-1-1. 共通基準

表 1 4-1-1.(3)、(4)に規定する数値

対象製品	回収率	リユース率	再使用部品の比率
1)取替え式防じんマスク用リユースろ過材および電動ファン付き呼吸用保護具用リユースろ過材	25%以上	22%以上	99%以上

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(12)取替え式防じんマスク用リユースろ過材は、新品およびリユース品が、「防じんマスクの規格 (昭和 63 年 3 月 30 日 労働省告示第 19 号)」、および「防じんマスクの選択、使用等について (平成 17 年 2 月 7 日 基発第 0207006 号)」に適合していること。電動ファン付き呼吸用保護具用リユースろ過材は、新品およびリユース品が、「電動ファン付き呼吸用保護具の規格 (平成 26 年 11 月 28 日 労働省告示第 455 号)」に適合していること。また、申込者は新品とリユースされた製品の品質確認を行うこと。(略)

3. 改定日： 2016 年 4 月 1 日

以上